

入札説明書

(単価契約) 地下鉄・バス一日券等の調製

京都市交通局企画総務部企画総務課

一般競争入札の実施（令和7年4月18日公告）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

(単価契約) 地下鉄・バス一日券等の調製

予定数量 1,500,000枚

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 納入場所

京都市交通局企画総務部企画調査課（運賃収入係）

(5) 予定価格は次のとおりとし、予定価格の内訳は、別添の単価契約依頼明細書のとおりとする。

予定価格 85,260,000円

（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含まない。）

2 入札参加資格に関する事項

入札公告文に記載のとおり

3 公告及び入札説明書等の交付

公告の日から令和7年5月2日まで、下記のウェブページに掲載するとともに、下記の場所においても無償で交付する。

なお、仕様書については、下記の場所においてのみ、無償で交付する。また、下記の場所における無償配布の交付時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

〒616-8104

京都市右京区太秦下刑部町12番地 サンサ右京5階

京都市交通局企画総務部企画総務課契約担当

電話 075-863-5095 FAX 075-863-5099

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000006512.html>

mail:kotsu-zaimu@city.kyoto.lg.jp

4 入札方法等

入札公告文に記載のとおり

5 事前確認資格の確認の手続

(1) 入札に参加しようとする者は、下記イの表の第1欄に掲げる入札方法による区分に応じ、それぞれ第2欄に掲げる提出方法により、それぞれ第3欄に掲げる受付期間内において、下記アに掲げる書類を提出しなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は事前確認資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

ア 提出書類

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）

(イ) 申請書の添付書類

2 (1) エ示す条件を満たすことを証明する書類等（写し可）を添付すること。

(ウ) 返信用封筒

端末機利用者及び郵便利用者のうち、一般競争入札参加資格確認通知書の郵送を希望する者のみ必要とし、表に返信先を記載し、簡易書留料金分を加えた料金分の切手を貼付すること。

イ 提出方法等

第1	第2	第3
インターネット利用者	京都市電子入札システムにおいて必要事項を入力し、5(1)アに掲げる書類を添付し、送信すること。	公告の日から令和7年5月2日までの午前9時から午後5時まで（休日を除く。）
端末機利用者及び郵便利用者	3(1)の場所へ持参又は書留郵便を到着させること。	公告の日から令和7年5月2日までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（休日を除く。）

(2) 事前確認資格の確認

申請書の受領後、事前確認資格の確認を行い、その結果を次の表の左欄に掲げる入札方法による区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる方法により通知する。この場合において、資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

インターネット利用者	令和7年5月12日以降に、事前確認資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信する。
端末機利用者及び郵便利用者	令和7年5月12日以降に、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(3) 事前確認資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 事前確認資格がないと認められた者は、管理者に対し、書面（任意様式）により、事前確認資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

イ 5（3）アの規定により理由の説明を求めようとする者は、5（2）の規定による通知を受けた日から次の表に掲げる提出期限の日時までの間に、書面（任意様式）を3（1）の場所へ持参し提出しなければならない（受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）。管理者は、書面の提出があったときは、同表の発送期日の月日までに書面による回答を発送する。

提出期限	発送期日
令和7年5月19日 午後5時	令和7年5月26日

6 入札期間及び開札日時等

(1) インターネット利用者の入札期間

令和7年5月29日、30日及び6月2日
午前9時から午後5時まで

(2) 端末機利用者の入札期間

令和7年5月29日、30日及び6月2日
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
なお、3（2）の場所に設置した入札端末機の利用を希望する者で、入札端末機利用者カードの交付を受けていない者は、入札期間の終了の1時間前までに所定の手続をすること。

(3) 郵便利用者の入札期間

令和7年6月2日午後5時までに、3（2）の場所に必着させること。

(4) 開札日時

令和7年6月3日午前9時から開札する。

(5) 入札を辞退する場合

事前確認資格があると認められた者が入札を辞退する場合、インターネット利用者及び端末機利用者は「辞退」と必ず入力し、送信すること。郵便利用者

は、「辞退届」を6（3）の期間までに、書留郵便により3（1）の場所に必着させること。

上記の辞退手続を取らない場合は、入札無断欠席として、参加停止等の措置を行う。

7 落札決定日及び落札者の決定方法

落札決定日は、令和7年6月3日とする。

予定価格の範囲内で入札し、かつ、事後確認資格があると認められた者の中で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

8 落札決定の通知等

（1）落札決定の通知

落札者に対しては、落札した旨を以下のとおり通知する。

ア 落札者がインターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムで確認するよう、電子メールを送信する。

イ 落札者が、端末機利用者又は郵便利用者である場合

落札決定日に電話により通知する。

（2）落札者以外の入札参加者に対する通知

ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者又は郵便利用者である場合

落札決定日の翌日から5日（日数の計算に当たっては、休日を除く。次号において同じ。）以内に請求があった場合に限り、落札結果を口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

（3）落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者とならなかった者は、落札決定日の翌日から5日以内に、その理由について説明を求めることができる。回答は、口頭又は書面（請求が書面によるもので書面による通知を請求したものである場合に限る。）により行う。

（4）入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、原則として落札決定日の翌開庁日から、3（1）の場所又はウェブページでの入札執行結果表の閲覧により、確認できるようにする。

（5）落札者が契約を締結しない場合

落札者が契約を締結しないときは、契約辞退に該当するため、3か月の参加停止を行い、さらに当該入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

9 入札の無効

- (1) 規程第7条の2各号（第3号及び第13号を除く。）に定めるもののほか、申請書その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。また、郵便利用者においては、入札書に鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンなどの訂正の容易な筆記具により記入した場合についても無効とする。
- (2) この入札において、代表者等と同一人である者の双方が入札したことが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、規程第7条の2第14号に基づきそれぞれ無効とするとともに、参加停止を行う。

また、この入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、この入札において入札した他の代表者等と同一人であったことが判明したときは、契約を締結せず、それぞれについて参加停止を行う。

10 禁止事項

- (1) 本件入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。
- (2) 非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはならない。
- (3) (1) 及び (2) の規定は、契約者が、非落札者以外の者を経由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による本市の承諾を得た場合は適用しない。

11 入札保証金及び契約保証金 免除

12 契約条項等

契約書は、京都市交通局標準契約書（製造の請負契約）を使用する。

13 入札及び契約に関する事務を所掌する組織及び問合せ先 3に同じ。

14 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 予定価格 8 千万円以上の物品等調達の受注者は、S D G s をはじめとする持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し、取組に努めるものとし、契約後 2 か月以内にその旨を宣言する文書を提出すること（文書に係る詳細は、京都市交通局のウェブページ「契約のご案内・お知らせ」を参照）。